

パブリックコメント概要

1 実施期間

平成26年12月10日(水)から平成27年1月9日(金)まで

2 素案等の設置場所

(1) 閲覧用素案設置場所

- ① 障害福祉課
- ② 子育て支援課

(2) 閲覧用素案、意見箱、意見用紙設置場所

- ① 北部、南部出張所、各地区センター（13箇所）
- ② 情報公開センター
- ③ 障害者福祉センターこぼと館、障害者就労訓練施設しらこぼと

(3) 市ホームページへの掲載

3 意見募集方法等

(1) メール、郵送等にて障害福祉課へ送付

(2) 北部、南部出張所、各地区センター、情報公開センター、こぼと館、障害者就労訓練施設しらこぼとの意見箱に投函

4 意見提出状況

10人（個人9、団体1）よりご意見が寄せられた。同じ主旨のご意見はまとめ、意見数は30件となっている。詳細については別紙「第4期越谷市障がい福祉計画素案に対する意見要旨（案）」参照。

第4期越谷市障がい福祉計画素案に対する意見要旨(案)

※分類について 修:修正を行うもの 者:障がい者計画策定の際に検討するもの 貴:貴重な意見として今後の施策に活かしていくもの 他:その他

意見 No	主な該当箇所		意見要旨	市の考え方	分類
1	P1	1.計画策定の背景と趣旨	障がい者を取り巻く法制度の部分について、障がい者の働き方を広げる重要な法律のため、障害者優先調達推進法についても加えてください。	障害者優先調達推進法についても、障がい者を取り巻く状況に影響を及ぼす法律であるため、記述を追加する方向で検討します。	修
2	P4	(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重	障がい者がサービスを受けるだけの存在ではなく、本人の主体的な取り組みや地域のつながりの中での自立と社会参加であることを明記するべきであるため、「障がい者自身が中心となって地域の関係性を構築し」という文言を追加すべきです。	障がい者自身が地域との関係性を構築するという部分については、基本理念の部分で触れております。ここでは、障がい者自身が決定し、選択することが重要であり、その体制を確立することの重要性を述べております。	他
3	P4	(2) 多様な障がいに係る制度の一元化	「精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。)」と記していただき感謝申し上げます。	障がいのある方に対し、個々の状況に応じたサービスを提供していきたいと考えております。	他
4	P4	(3) 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備	基本目標や数値サービス提供体制の中にかんして地域の社会資源を取り込んでゆかが考慮されていません。	障がい福祉計画については、国の基本指針に基づき、主に障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量やその確保のための方策等についてまとめたものとなっております。ご指摘のような障がい者施策全体のあり方については、平成27年度に策定する第4次越谷市障がい者計画策定時に検討して参りたいと考えております。	者
5	P4	(3) 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備	社会資源を最大限に活用という表現がありますが、現状あるものだけでなく、社会資源を創造することや、作っていくという表現にすべきだと思います。	障がい福祉計画については、国の基本指針に基づき、主に障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量やその確保のための方策等についてまとめたものとなっております。ご指摘のような障がい者施策全体のあり方については、平成27年度に策定する第4次越谷市障がい者計画策定時に検討して参りたいと考えております。	者
6	P5	2.基本目標 (1) 訪問系サービスの充実	「日常生活を単独で送ることが難しい」という部分は、当然のことなので改めて記載しないで良いと思います。その部分を「地域での生活を希望する」とすることで、たとえば入所施設に在籍しながら段階的に地域生活移行するため訪問系サービスを利用する人も含めた表現にできると思います。	ご指摘の内容を踏まえ、日常生活を単独で送ることが難しい障がい者という部分について地域で生活する旨の内容に修正する方向で検討します。	修
7	P5	(2) 日中活動系サービスの充実	日中活動系サービスは生活や就労の技術を身につけることだけでなく、社会参加を支援する機能もあるため、そのような表現も盛り込むべきだと思います。	ご指摘の内容を踏まえ、社会参加に関する記述を追加する方向で検討します。	修
8	P5	(4) 福祉施設から一般就労への移行	「就労移行支援事業等」は、日中活動系サービスに組み込まれているので、ここでは冒頭に就労支援センターに関する記述をするべきだと思います。また、「働く場の拡大」は、福祉施設の中に限らず、就労支援センター経由でグループワークなども取り組まれているので、「内外」などの語句を入れる方が、より実態に即しているのではないかと思います。	ご指摘のように、障がい者の就労支援については、就労支援センターの活動や、グループワーク、短時間就労等の取り組みがあります。しかしながら、ここでは当該計画において定める障害福祉サービス等を主とした記述としております。	他
9	P7	(1) 施設入所者の地域生活への移行	総数のみで、どのような形で地域生活への移行なのかが不明なままでは、具体的な自立支援の計画を立ててゆくことが難しくなるので、精査を望みます。	国の指針では、施設入所者の地域生活への移行の部分で定める目標値は、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を指しております。	他
10	P7	(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	近年、精神科病院の中に急性期病棟が作られ、短期集中治療がなされている一方で、長期入院者の地域生活移行の取組については、後退している印象があります。したがって、1年未満の入院者の平均退院率のみに限定する県の考えでは、本質に迫れないと考えます。国の考え方に基づく目標値設定を求めます。	入院中の精神障がい者の地域生活への移行について、国の考え方では、入院後3か月時点の退院率の上昇、入院後1年時点の退院率の上昇、在院期間1年以上の長期在院者数の減少の3項目について目標値を設定することとしています。しかしながら、市において入院中の精神障がい者数等を把握することは困難であり、入院中の精神障がい者数等を把握できない以上、目標値を設定することはできないものと考えます。	他

意見 No	主な該当箇所	意見要旨	市の考え方	分類
11	P8 (4)-1 福祉施設から一般就労への移行	これまでの福祉計画にはあった就労継続支援A型、B型からの一般就労移行が割愛され、就労移行支援だけになってしまったことは大きな問題です。また、一般就労への移行実績の他に、施設サービスを利用しながらの短時間アルバイト、各施設からの施設外就労、施設外支援等の実績のカウントも今後の課題であると考えます。アルバイトの時間帯は施設サービスの支援対象にならないので、市としての支援策を検討していただきたいと思います。	福祉施設から一般就労への移行について、目標値の算出にあたっては、福祉施設から一般就労への移行者数の約9割を占める就労移行支援事業の利用者数を用いておりますが、目標値である35人には、就労移行支援事業だけでなく、就労継続支援A型やB型等、他のサービスの利用者も含んでおります。また、障がい者の働き方の多様性については市としても認識しており、貴重なご意見として今後の施策に活かしてまいりたいと存じます。	貴
12	P12 (1) ホームヘルプサービス(訪問系)の必要量について (1)-2 算定の考え方	「訪問系サービスの必要量は、国、県の考え方にもとづき、現に利用している人数、障がい者等のニーズ等を勘案し算定します。」とされていますが、「障がい者等のニーズ等」が明確ではありません。	「障がい者等のニーズ等」とは、主に過去の利用実績の推移等を指しています。	他
13	P15 ①共同生活援助(グループホーム)	「就労し、または就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している」という限定的な書き方はやめたほうが良いと思います。	ご指摘の内容を踏まえ、限定的な表現を修正する方向で検討します。	修
14	P15 (3) 居住系サービスの必要量について (3)-2 算定の考え方	「入所施設の待機者等を加味して」という部分について、待機者の実態把握が必要だと考えます。待機者の相当部分が、親元から独立するための支援が地域にはないと思っています。実例を紹介しながら、地域での独立した生活を支援することに力を入れることが、こうした待機者の潜在ニーズに応える道だと考えます。	居住系サービスの必要量の算出にあたっては、入所施設の待機者数を参考としています。なお、サービスの提供については、障がい者の状況を個別に把握し、その方にとって適切なものとなるよう努めております。入所施設の待機者につきましても、個々の状況を把握し、障がい者ご本人の意思を尊重し適切に対応しております。	他
15	P15 (4) 相談支援の必要量について ①計画相談支援	第2号被保険者で介護保険制度のケアプラン作成対象の若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障がいの方に対して、介護保険サービスだけでなく障害福祉サービス固有の移動支援事業による外出支援等、障害福祉サービス等の利用計画がスムーズに作成されるよう、介護保険サービスと障害福祉サービスの連携体制を計画的に整備していくことを明記してください。	第2号保険者における介護保険サービスの利用は、特定疾病に該当する場合、要介護認定を受けることが可能です。なお、若年性認知症については、国の認知症施策推進5か年計画を踏まえ、情報提供に努めるなど、適切に対応してまいります。	他
16	P16 ③地域定着支援 P19 (5)-1 相談支援の充実	「障がいの特性に起因して生じた」という部分を削除してください。この表現は、障がいそのものに重点を置いた表記であり、障害者基本法の改正において、障がい者の定義が「障がい」そのものだけでなく、「社会的障壁」にもあることが明記されたことから、このような表現は削除すべきだと思います。	当該項目は、地域定着支援のサービスの内容について説明しており、厚生労働省が定める「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」によれば、すべての緊急の事態等に対応するものではないことから、素案の表現となっています。なお、特性という部分については別の表現に修正する方向で検討します。	修
17	P16 (4) 相談支援の必要量について (4)-2 算定の考え方	計画相談支援等の算定の考え方の部分で、「これまでの利用実績をもとに」とされています。しかし、計画相談支援を行うのであれば、これまでのサービス利用を漫然と続けるのではなく、どのように地域の社会資源を活用し、地域で共に生きてゆくような利用の仕方を考えるのが、相談支援の役割であることを明確にすべきです。	当該項目における利用実績とは、相談支援の必要量を算出するため、過年度における計画相談支援の利用(提供)件数を意味しています。計画相談支援の役割等に関する部分については、貴重なご意見として今後の施策に活かしてまいりたいと存じます。	貴
18	P18 (1)-2 サービス内容の充実	「研修等により従事者の資質向上を図る」という部分について、年度別実施回数等が提示されると進捗度合いが分かりやすいと思います。	研修等について、様々な実施主体によるものがございまして、市においてすべて把握することはできませんが、周知や情報提供等を行いサービスの必要な見込量の確保につなげていきたいと考えております。	他
19	P18 (3) 居住系サービスの充実	グループホームが周りの地域に溶け込むことや、世話人等が施設をこえてつながり課題を共有するための支援事業が必要と考えます。	グループホームを含め、地域での交流や理解の促進、ネットワークの形成等は重要であると考えております。いただいたご意見は貴重なご意見として今後の施策に活かしてまいりたいと存じます。	貴

意見 No	主な該当箇所		意見要旨	市の考え方	分類
20	P19	(4) 一般就労への移行等の促進	就労移行支援や就労継続支援についての記述の部分は、日中活動系サービスの充実で述べるべきなので削除すべきです。就労支援事業の充実のという表題については、地域適応支援事業は就労支援系の事業所だけが参加しているのではないので、多様な働き方への取り組みとした方がわかりやすいです。その上で、すでに越谷市で行われているワークシェア、グループワーク、共同受注システムについて記載すべきです。	本項は、障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を記述する部分となっており、従って就労移行支援や就労継続支援について中心に記述しております。なお、障がい者の就労支援に係る全体像については、平成27年度に策定する第4次越谷市障がい者計画策定時に検討してまいりたいと考えております。	者
21	P19	(4) 一般就労への移行等の促進	共同受注システム設置と公的・民間の仕事の提供も、計画に盛り込む必要があると考えます。また、市役所で就労困難な障がい者を一定期間受け入れ、その後の民間事業所への就労支援など、一連の試行と検討を行って、市自らが推進役となることも計画に盛り込んで頂きたいと思っております。	本項は、障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を記述する部分となっており、従って就労移行支援や就労継続支援について中心に記述しております。なお、障がい者の就労支援に係る全体像については、平成27年度に策定する第4次越谷市障がい者計画策定時に検討してまいりたいと考えております。	者
22	P19	(4) 一般就労への移行等の促進	就労に関して、行政が障がい者と事業者をつなぐだけではなく、事業者にも広く障がい者雇用促進を呼びかけるセミナーなどを自治体主体で開催するなど、積極性をお持ちいただけるとありがたいと思っております。	ご指摘のような、自治体による事業者向けの障がい者雇用促進に関するセミナーの開催については、たいへん重要であると考えております。いただいたご意見は貴重なご意見として今後の施策に活かしてまいりたいと存じます。	貴
23	P19	(6) 障がい児支援の提供体制の確保	身近な地域で支援を受けられるようアウトリーチ型(利用者のところへ直接的に出向いて、必要とされる支援に取り組むこと)の支援を行っていくことを明記すべきです。また、「障がい児及びその家族に対して、乳幼児から学校卒業まで、共に育ちあうことを支える一貫した効果的な支援を」の部分は基本目標の部分の記述とほぼ同じで、確保のための方策としては具体的でないので載せなくてもよいと思っております。	ご指摘のようにアウトリーチ型の支援を行っていくことは重要であると考えております。今後、具体的な事業について、次期計画等に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。	貴
24	P20 ～	第4章 地域生活支援事業	第4章 地域生活支援事業のところに、発達障がい者支援センター運営事業、高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業と連携する旨を書き加えてください。	発達障がい者支援センター運営事業を含め、国や県の事業と連携し支援等を実施してまいります。なお、本章においては、障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業の必須事業について主に記述しております。	他
25	P21	(1) 理解促進・研修啓発事業	障がい理解のイベントや啓発活動を積極的に実施していただきたいと思っております。例えば、集客力のあるレイクタウンなどで、障がい者施設等の中規模イベント開催などもご検討いただければありがたいです。	いただいたご意見は貴重なご意見として今後の施策に活かしてまいりたいと存じます。	貴
26	P21	(2) 自発的活動支援事業	個人的にボランティア活動をしており、こちらには「ボランティア活動等を支援」とありますが、あまり実感がありません。	ボランティア活動等に対する支援については、平成27年度に策定する第4次越谷市障がい者計画策定時に検討して参りたいと考えております。	者
27	P30	(2) 自発的活動支援事業	「障がい者等が自立した日常生活や社会生活が送れるよう、障がい者、その家族、市民、NPOなど多様な主体による活動が実現できるよう支援していきます。」と書いてありますが、全身性障害者介護人派遣事業をもっと具体的に明言すべきです。	全身性障害者介護人派遣事業や、知的障害者介護人派遣事業については、障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業には該当しない事業です。従って、本計画に盛り込むことは困難ですが、これらの事業は市としても重要な事業だと考えており、平成27年度に策定する第4次越谷市障がい者計画策定時に検討して参りたいと考えております。	者
28	P31 P32	(7) 日常生活用具給付事業 (9) 移動支援事業	「特性」という言葉が障がいがある方を評価しているような言葉で気になりました。他の表現にするべきだと思います。	ご指摘の内容を踏まえ、特性という部分を別の表現に修正する方向で検討します。	修
29	P33	計画の実現に向けて	「第5章 計画の実現に向けて」に、「6. 障がい者差別のない社会の実現」などの文言が入るとありがたいです。障害者差別解消法などを見越し、27年度から29年度の計画の実現に向けて「特に配慮して」頂けたらと思っております。	障がい福祉計画については、主に障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量やその確保のための方策等についてまとめたものであり、ご指摘の部分(第5章 計画の実現に向けて)では、それらの実現のため、特に必要な事項を記述しております。ご提案いただいた内容については、平成27年度に策定する第4次越谷市障がい者計画策定時に検討してまいりたいと考えております。	者
30	P33	2.関係機関等との連携強化	発達障がい者や高次脳機能障がい者へのサービス提供体制を、支援の実施主体である越谷市が埼玉県と連携して計画的に整備していく旨を記してください。	サービス提供体制の整備などの施策を推進するためには、埼玉県をはじめ多くの関係機関等との連携が不可欠です。このことは、すべての障がい者に共通することであると考えておりますので、発達障がいや高次脳機能障がいにて特化した記述はいたしません。	他